慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『二十六世紀』事件と高橋健三
Sub Title	A biographical study on Takahashi Kenzo, a journalist in Meiji period
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2015
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 (The Hiyoshi review of the social sciences). No.26 (2015.) ,p.29(24)- 52(1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20160331-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『二十六世紀』事件と高橋健三

小野修三

一、はじめに

明治二三年二月、やがて招集されることになる帝国議会の「議事速記録を掲載」[1]するための「神速にして新聞紙を印刷すべき」[2]輪転機を購入すべく、明治政府は前年三月に内閣官報局長に就任した高橋健三[3]をフランスに派遣した。この任務の他に高橋は、議事録作成に必要な速記者を養成する速記学校の創設[4]にも従事していた。その後高橋は官を辞し、明治二六年一月に大阪朝日新聞の客員[5]となったが、明治二九年九月に成立した第二次松方内閣において翌三〇年一〇月まで内閣書記官長（翰長）を務めた[6]。なお、第二次松方内閣は高橋辞任三ヶ月後の明治三一年一月に第三次伊藤博文内閣と交代した。その高橋が内閣書記官長だった当時の出来事として、内閣官報局発行『官報』第四〇一六号（明治二九年一一月一六日付）に次の記載がある。すなわち、

「警察／○發行禁止及停止　去月二十五日大阪府下發行二十六世紀第二十二號ハ治安ヲ妨害スルモノト認メラレ一昨十四日其發行禁止且ツ同號未配布ノ分發賣頒布ヲ禁シ紙冊差押ヲ命セラレ又本月九日東京府下發行日本第二千五百七十七號ハ治安ヲ妨害スルモノト認メラレ一昨十四日其發行停止且ツ同號未配布ノ分發賣ヲ禁セラレタリ。」[7]

この明治二九年一一月一四日に執行された雑誌『二十六世紀』の「發行禁止」、新聞『日本』の「發行停止」との行政処分、いわゆる『二十六世紀』事件に関して、古島一雄はその著『古島一雄清談』（毎日新聞社、昭和二六年）のなかでこう証言している。すなわち、

「ぼくは今となって白状するが『二十六世紀』事件というのは、実は全く高橋さんの知ったことではない。福本日南とぼくと川那辺貞太郎が張本人であった。それを反対党の人々が『二十六世紀』に高橋氏が関係のあることを知って『高橋が書かせた』と鑱誣したのがそもそも事の起りである。しかし高橋氏は知らぬなどとは少しも弁解しなかった。むしろこれを機会に内閣の真価をためすことに応用し、そしてあくまで正義公道によって戦ったのだ。ぼくらは、実に冤罪を同氏の身上にこうむらせたことを謝すると同時に、君の心事がいかにりっぱであるかに敬服せざるを得なかった。[8]」

明治二七年の紀元節を以てその第一号の発行日とし、皇紀での現世紀を意味する『二十六世紀』と名乗り、創刊された対外硬派の立場に立つ雑誌は、奥付を見ると、最後まで発行所は「大阪市西區土佐堀裏町五十九番屋敷　二十六世紀發行所」とあり、この所在地は「『大朝』記者の川那辺貞太郎の宅で、川那辺がその編集に当った[9]」とのことだった。しかし、雑誌上では川那辺貞太郎も高橋健三も同誌に関係していることを示す活字はどこにも見当たらない。勿論それは、名義上の編集責任者が名を出す慣行のためであった。ちなみに第一号の奥付には「發行兼印刷人仁科滿之助　編輯人加藤榮吉」とあり、この両人が逮捕、連行されてもその編集、発行には支障のない態勢が整えられていたわけである。

発行二〇日後に発行禁止の処分を受けることになる雑誌『二十六世紀』第二二号に掲載されていたある記事――古島一雄によれば高橋健三ではなく、「福本日南とぼくと川那辺貞太郎」の三人が執筆した――を、発行後一五日経った明治二九年一一月九日に転載したことで、新聞『日本』はその発行五日後に発行停止の処分を受けるわけだが、本稿では当該の記事「宮内大臣」だけに光を当てるのではなく、大阪の地で発行されていた雑誌をその第一号、第二号と辿ることで、大阪では雑誌の発行禁止、東京では新聞の発行停止という処分に至るまでのプロセスを確認して行きたいと思う。

そうすることで、『二十六世紀』事件というものを発行禁止となった雑誌『二十六世紀』第二二号のある特定の記事を、時の内閣書記官長「高橋が書かせた」ものか否かという問題として考えるという扱い方――そうした扱われ方が過去の事実であったとしても――から解放し、雑誌『二十六世紀』がその第一号以来一貫して問うて来た、その問い方、問う事柄が何であったかという、二年以上続いていた雑誌をその時間のなかで位置づけるという扱い方、一種思想史的な分析を本稿では試みたいと思う。

二、内閣書記官長（翰長）高橋健三

高橋健三に関する伝記的資料としては、操觚界の人物に詳しい久木東海男が大正八年に執筆した「高橋健三」[10]があるが、ここでは高橋の没後一年となる明治三二年に発行された『自恃言行録』（発行兼編輯川那辺貞太郎）をもとに書き進めたいと思う。言うまでもなく「自恃」とは高橋健三の号であり、同書は内藤（湖南）虎次郎が執筆した「高橋健三君傳」[11]と、高橋に縁のある人たちの回想とから成る追悼録であり、「官報局勤務当時、高橋健三との出会い」[12]のあった陸（羯南）實は彼宛の高橋書簡を一〇通ほど紹介している。本稿ではまず内藤による「高橋健三君傳」から略歴とも言うべき事項を拾い上げてみよう。すなわち、

安政二年　（一八五五年）九月　父高橋（石齋）大蔵の三男として江戸本所にて出生
明治三年　（一八七〇年）　曾我野藩（現在の千葉市蘇我）貢進生として大学南校入学
明治一二年（一八七九年）六月　驛逓局出仕
明治一三年（一八八〇年）四月　任驛逓局一等属（内務省）
明治一四年（一八八一年）四月　農商務省御用掛被仰付
明治一五年（一八八二年）一月　文部省御用掛被仰付

明治一六年（一八八三年）六月　官報報告掛長被仰付
明治一八年（一八八五年）一二月　任官報局次長
明治二二年（一八八九年）三月　任内閣官報局長
明治二三年（一八九〇年）二月　御用有之佛國へ被差遣
明治二四年（一八九一年）三月　叙正六位
同年　一一月　叙従五位
明治二五年（一八九二年）　法典施行延期意見起草
同年　一一月　免官
明治二六年（一八九三年）一月　大坂朝日新聞社客員
明治二九年（一八九六年）九月　松方正義内閣書記官長就任
明治三〇年（一八九七年）一〇月　同内閣書記官長辞任
明治三一年（一八九八年）七月　死亡[13]（享年四三歳）

次に、同書に寄せられた神鞭（コウムチ）知常「逸事の三十六」[14]と陸實「自恃庵の書柬」[15]から伝記的事項を紹介しよう。まず神鞭だが、神鞭と高橋との縁がいかにして生まれたかについては、次のように語られている。すなわち、政治論客同士として高橋が元から親しかったのは陸の方であり、神鞭との関係は明治二九年九月に第二次松方内閣（いわゆる松隈内閣）が誕生する際に、松方に対して陸が以前に高橋を推薦しており[16]、そしてさらにその高橋を助ける人物として神鞭が推薦され[17]、高橋は内閣書記官長、神鞭は法制局長と割り振られたが、神鞭は「高橋の抱負は立派な内閣を總体に負擔してやるつもりであつたのだ、で位地から行くと法制局が上だけれども高橋は病氣なのと熱心なので僕は或點に向つては高橋の次官のつもりで自から甘んじてやつて居た」[18]、と。

神鞭はこの「高橋の抱負」に係わる事柄を、高橋と神鞭の間の三つの「申合」としてさらに説明している。すなわち、第一の「申

合」は「總理は情に脆い人であるから其の過ちをさせぬやうに注意」[19]すること、第二の「申合」は「大隈伯は早呑込をして前後揃はぬ裁決をすることの多い人であるから其用意」[20]をすること、そして第三の「申合」は今回提携した「進歩黨と云ふものは何と云つても實務の方に廻つたことのない黨派であるから夫れで紛雑して或は腐敗に流れ其他弊事を起さぬと云ふことが頗る期し難い是に向つての注意」[21]であった。結果的には数ヶ月間だけの在任となったが、進歩党員から勅任参事官に任命された尾崎行雄、武富時敏らが「政務官の初めであり、政黨の官僚部内への進出であつた。」[22]

この第三番目の「申合」は、まさにこれから迎える「政黨と云ふものを以て全内閣を形造ると云ふ」[23]政党政治の時代への対応として必要とされる統治機構の整備であり、それへの準備こそ松方が高橋を内閣書記官長に招聘した理由だったのではないか。結果的には、その任務の持続は高橋の肉体が不可能にしたわけだが、陸はこう書いている。すなわち、

「時に大蔵大臣渡邊子は財政上内閣諸僚と議の合はざるを言ひて俄に辭職したりしかば首相伊藤候は其の後任者を求めて得る能はず乃ち内閣不統一を辭柄として職を退きたり是に於て大命は松方伯に下りて新内閣は僅に成れり伯已に内閣を組織するや自恃君を内閣書記官長に擬し人を遣して君の所在を余に問はしめたり余乃ち電報して君を呼び還へしたるに君は就職の得失を余に問ひ且つ曰く新内閣の運命固より豫め計る可らず而かも松方伯と曾て相ひ謀る所あり義に於て辭し難きなりと余は君の宿痾僅に癒ふるに當りて俄かに劇職に就くの甚だ健康に害あらんことを言ひ又た病餘の身克く職責を盡し得へきやを疑へり君曰く長生無為は予の好む所に非ず苟も國事に貢獻するを得ば健康必ずしも顧るに足らざるなり（中略）就職僅に半歳を過ぎて果して大に咯血し竟に起たざるに至れり君は當時の内閣に殉たりと謂ふべし。[24]」

この陸の証言中の「松方伯と曾て相ひ謀る所あり」との高橋の発言と、松方が高橋を明治二九年九月組閣時に招聘したこととが直結するものであるかどうか不明であるが、松方が元内閣官報局長で当時下野しジャーナリストとして活躍する高橋健三に期待するところは大だったはずである。その高橋と二人三脚にて松方内閣で働いた神鞭は、次のようにも語っていた。これからの内閣の課題である。

すなわち、

「第一に從來の僚屬と云ふものと夫れから政務に參與する役人と云ふもの、區域をはつきりせぬと僚屬の仕來りの政策と其内閣の方針とが衝突する場合が多くあるだらう或は僚屬等が十分官紀を振粛して勉強すると云ふことの出來ないような傾きを起すかも知れない夫れを避くることを講究しなければならぬ、それからして從來各省の大臣に勢力の少ない所は仕事が伸びずに居つて平均を得ない此内閣には所謂伴食宰相なるものがあつて頗る不愉快な人達であるけれども夫れに拘はらず努力を平均さすと云ふことを力めなければならぬ、そうして是まで伸びずにある仕事をもつと伸さなければ政治の宜しきを得ることが出來ない、それからして何しても宮内省の官吏と云ふものに弊が多い極はめて謹慎を加へて此弊を矯正することに力めなければならぬと云ふことがある[25]」。

政党政治の時代に入れば、「事務官と政務官との項目を明らかにすると云ふ必要[26]」が生じて来るのだし、「勢力の少ない」、これまで「仕事が伸びずに居」る各省の「伴食」大臣や「宮内省の官吏」に係わる問題もある。これらの諸問題への対処が前述の高橋と神鞭の間の、特に第三の「申合」に連続する事柄であり、まずは「高橋が就任して第一の仕事[27]」としての「政綱の起草[28]」となるものだった。実際の「政綱の起草」は「大隈さんでも松方さんでもない所謂伴食宰相[29]」に邪魔されたことを神鞭は記している。そして実際に発表されたのが明治二九年「十月十二日を以て、各大臣首相官舎に列席して、首相より參集せる各地方官に説示したる[30]」、「施政の方針即ち政綱[31]」であった。このなかで松方首相は「選叙を慎み功過を彰にし廣く能者を得るの途を開くは行政の實績を擧ぐるに於て亦極めて緊切の事とす政府は最も意を此に用ひ尚進で行政事務を改良せんことを期す又官吏の品位は社會の風紀に影響すること少からず政府は今日に於て特に官紀を振粛するの必要を認む[32]」と演説した。今日の議院内閣制の下では通例になっている、首相による衆参両議院での施政方針演説に相当する「施政の方針即ち政綱」を実行しようとする内閣書記官長と法制局長にとって、『二十六世紀』事件の発生が貢献要因であったか、妨害要因であったかは記すまでもないだろう。すなわち、

「丁度此頃だつた『二十六世紀』の文章が『日本』に載つてさうして反對者の乘ずるところとなつて非常の困難となつたが、あれが『二十六世紀』に載つて居つたのは一向咎めないで『日本』にあれが載つてから咎めたと云ふのは此頃已に松隈内閣の行為と云ふものが餘程緊粛に嚴正に出掛けたからして宮内省あたりでは密に驚いて居つたのだ、そこへ高橋と關係の大變深い陸の持て居る新聞にあれが載つたからあれに書いてある通りの精神で宮内省に向つて衝突して來るだらうと云ふことで非常に向ふでは驚いた（中略）高橋は一つには新聞紙に對して言論の自由を重んずる事と内閣の言論自由を重んずる事に對しての精神を固める為（中略）そうして堂々と公明正大に處分しなければならぬと云ふことに付いて樺山伯竝に松方首相に向つては最後の決心を以て是に莅まれなければならぬと云ふことを切論したのを見た（中略）愈々處分すると云ふ場合になつては残念ながら矢張り平生の流儀に流れて仕舞つて遂に發行禁停止をしたやうなことで結末は頗る面白くはなかつた併し高橋の精神行為は實に感服なものであつた[33]」。

この神鞭の指摘のなかの二種類の言論の自由、つまり「新聞紙に對して言論の自由を重んずる事」という世に言う「言論の自由」と並んで、「内閣の言論自由を重んずる事」という内閣員における問題意識が高橋において重視されていた点を、本稿では注目したい。つまり、松方内閣の「施政の方針即ち政綱」として掲げられた、高橋と神鞭の「申合」に由来する内容を他の内閣員例えば司法大臣清浦奎吾も理解していて、高橋が関係する『二十六世紀』事件に対する処分を寛刑に済ます方向に動いたのではと想像される。

後に示すように、『二十六世紀』は、この事件の直前に、第二次伊藤博文内閣当時の出来事ではあったが、官吏侮辱罪で起訴されていたのであり、次には一層の厳刑をとの声が挙がってもおかしくはなかったからである。佐々木隆が「法令の濫用を戒め、権力者に節度と自制を求める司法官僚としての清浦の姿勢[34]」を評価する際、清浦にとって高橋自身はネガティブに評価される対象だったと考えられていたように思われる。本稿は、高橋は清浦にとってポジティブに評価できる側面を持つ内閣員だったのではないかと考えている。確かに清浦は政党政治に組する姿勢は生涯皆無であったし、また蜂須賀茂韶文部大臣、野村靖逓信大臣と共に「例の伴食[35]」とされていたけれども、清浦において自らが拠って立つ統治機構の整備への熱意は生涯揺がぬものだったと思われるからである[36]。

三、雑誌『二十六世紀』

明治二七年二月発行の『二十六世紀』第一号はその巻頭に「謹祝　皇祚无窮（ムキユウ）　伏禱　國運興旺」との雑誌の志向性をさらに世に示す大きな活字が躍り、本文ではまず「吾人の急務」との記事を掲げた。すなわち、「二十六世紀は何を以てか世に出てたる、吾人の急務を講ぜんと欲するなり、吾人の急務は何ぞや、對外立國の實是なり／夫れ立國の大義は、外と相對して我獨立を全うするに在り、獨立既に全して、而して後進取の計生す、進取の計生して而して後立國の實成る（後略）」[37]。

このなかの「進取」という行為については、この「吾人の急務」の次に掲載された「開國進取辨」との記事のなかで次のように説明されている。すなわち、「夫れ進取なる者は、併呑の謂なり、蠶食の義なり。英の印度を呑み、清領を併せ、露の滿洲を蠶食し、波蘭を分有せしは、進取の國是を實行したる者なり」[38]。

この「進取」による「對外立國」こそ、利益の共有による共存の技術としての外交を軟派として排し、強硬に利益の専有を計らなければ、自国の存立は危ぶまれるとする対外硬派の主張であった。この主張を『二十六世紀』が今ここで行なう理由としては、次の説明がある。すなわち、「政府の獨り此の事に任するに足らず偏に國民の力に待つあるときは、則吾人豈退きて筆硯を洗ひ、國民と與に國家の急務を講せざる可けんや、是れ我が二十六世紀の國家的大任を負ふて、忠實なる帝國國民の前に出る所以なり」[39]、と。なお、こうした創刊宣言の他に「吾人の急務」のなかでは次のような立言もあった。すなわち、「明治中興の業未た其事を了せざる如此にも拘らず、蘧々として小康に安し、祿位に飽き族爵の制出てゝ、而して沐猴の冠、往々笑を招けり」[40]。

「而して沐猴の冠」とはその光景はまるで猿が衣冠を着装しているようだと、外見の立派さとは対照的にその品性の卑しさを批判した言葉であるが、不平等条約の解消も未だ成功していないのに、明治二五年八月に成立した第二次伊藤内閣での身内で褒め合うが如き「族爵の制」への非難の矢を『二十六世紀』は射ていたわけである。しかし、ここでは沐猴而冠たる「族爵の制」の当事者を名指しで非難することは、伊藤博文を唯一の例外として、控えていた。創刊二年目の明治二九年に至って名指しの批判記事、すなわち第二一号の記事「新華族と宮内大臣以下當該官の責任」、第二二号の記事「宮内大臣」が現れるが、それらの批判への伏線が創刊時から既に張

られていたと解することが出来よう。

より正確に言えば、この創刊号での問題意識は続く明治二七年二月二五日発行の第二号の記事「元勲諸公は暫く其爵位を奉還すべし」でも鮮明であった。すなわち、元勲「諸公は維新前後両半の事業に於て、未だ輔弼翼賛の實を完ふせざるもの、而して今日公等の享有する爵位は業既に公等の先輩より高く、公等をして其餘澤に頼り今日を致さしめたる先人より貴きをや、其信を天下人心に失ふこと今日の如くなるは怪しむに足らず（中略）先づ其爵位を奉還するより善きはなし（中略）乞ふ暫く其前借に係る爵位の奉還に始めよ、其之を再受すべきと否とは公等他年此偉業を奏功するの有無如何に在て存するのみ[41]」、と。

そして明治二七年四月二五日発行の第三号を読むと、この第二号によって二ヶ月間の発行停止の処分を受けていたことがわかる。ただ、いずれの記事が問題とされたかは読者にはわからない文面であり、「解停」の見出しのもと次の公文書が引用されている。すなわち、「二十六世紀發行人　仁科満之助／明治二十七年二月二十五日發行二十六世紀第二號ハ治安ヲ妨害スルモノト認メ自今發行ヲ停止シ且ツ同號以下未配布ノ分發賣頒布ヲ禁スル旨内務大臣ヨリ達アリタルニ付此旨相達ス／但同號未配布ノ分發賣頒布ヲ禁セラレタルニ付此旨各發賣所竝ニ發賣人ヘモ通達スヘシ／明治二十七年二月二十八日　大阪府知事山田信道㊞[42]」。

さらに明治二七年六月二五日発行の第五号では「今の内閣は曾て自ら献替して立憲政を創めたるにも拘はらず、今の社會及人民をば此の政體に耐えざるの薄弱社會野蠻人民と見做し、夫の露國にてすら既に廃止したる發行停禁權の猶ほ今日に必要なるを主張しつゝあり[43]」と「立憲政」下での「發行停禁權」の不当性を訴える一方で、明治二八年二月一一日発行の第一三号では「知性とは（中略）他に禁して自ら犯し、敬を失して尊上を忘れ、責を移して己れを輕くし、爵を設けて先づ其榮を私す、等の事なきをいふ也[44]」と記し、一年前の第一号、第二号当時と同様「族爵の制」に論難を浴びせた。

なお巻頭に「三國干渉　二公狼狽　噫無責任　其如之奈　明治二十八年五月十三日」との文字が刻まれた石碑を口絵として掲載した明治二八年八月一一日発行の第一六号は、三国干渉を受けたことと明治二八年五月一三日発行の第一五号が治安妨害を理由に三ヶ月の発行停止となったことの両方の「不忘碑」だったが、本文はまずこの「解停」を告げる記事から始まった。そして明治二九年五月一一日発行の第二〇号も「解停」の見出しの記事から始まっていた。つまり第一九号は明治二九年二月一一日発行だったので、三ヶ月の発

行停止だったことになるが、通算すれば『二十六世紀』は第二号で二ヶ月、第一五号で三ヶ月、第一九号で三ヶ月と、明治二七年二月から明治二九年五月までの二年間三ヶ月で合計八ヶ月間、つまりほぼ三分の一は発行停止の期間だったことになる。第二〇号では巻頭で「吾輩疎狂の者、言へば輙ち咎あり、動けば則ち罪あり、多少の不平、何を以て之を遣らん」[45]と自嘲気味に語り、巻末では「謹で内閣總理大臣從二位大勲位侯爵伊藤博文を進めて、正一位公爵と為さんことを奏請す」[46]と皮肉も交え、そして続く一ヶ月後の明治二九年六月二五日発行の第二一号では「新華族と宮内大臣以下當該官の責任」を掲載し、そのなかで『二十六世紀』が「皇室ニ對スル罪」[47]たる不敬罪に処せられる懸念も表明していた。自分たちへの不敬罪適用の声がこの頃実際に聞こえて来たからだろう。

また、同号の発行当時は高橋が内閣書記官長に就任する第二次松方内閣が成立する明治二九年九月一八日[48]以前で、明治二五年八月に成立した第二次伊藤内閣の統治期間であった。黒田清隆が臨時総理代理であり、また内務大臣は発足時には井上馨だったが、当時は板垣退助であり、内閣外の内大臣は徳大寺實則、宮内大臣は土方久元であった。「新華族と宮内大臣以下當該官の責任」にはこうある。すなわち、

「彼の現内務大臣は言論の自由を尚ぶと稱すと雖も、是れ平生の持論に矛盾せざらんが爲に、引滿發せざる（弓を引き絞ってなおかつ矢を放たぬ――引用者）に過ぎざるなからんか、將た其政敵の攻撃に對して、治安妨害以外に釁隙（キンゲキ）を見なば、停刊を命するに躊躇せざるや、否や、先日も警保局長をして内諭せしめて曰く、近時政界の言論放肆に赴くに似たり、若し一歩を誤りて皇室に對する不敬の跡あらば、如法の沙汰を免れざらんと、忠良なる帝國民誰か兎の毛の末ほども皇室に對して不良の心不敬の念を挾む者あらんや、皇家の蔭にかくれて私恩を賣り、私利を盗む者を攻撃して、万一にも諷諫（フウカン）の筆を舞はす者ありとも、此は固より中つるに（就中に――引用者）不敬罪を以すべきにあらず、去る事を除きては、警保局長の内諭寧ろ徒勞なり、而かも新聞記者に向て云々す、豈新内務の意思を知り難からんや、此の時に當りて、特旨に出てたる新華族を論ず、其れ或は中つるに不敬罪を以する無きを得ん乎、然れども常侍輔弼に内大臣あり、宮内大臣あり、特旨と曰ふと雖も、責の歸する所は則あり、吾人の新華族を論じて無用と云ふ不當と云ふも、豈不敬ならんや、新内務も亦當に中つるに不敬罪を以する能はざるべし（後略）」。

そしてこのなかの「皇家の蔭にかくれて私恩を賣り、私利を盗む者」という箇所が文末で再び繰り返される。そうした「者」による「授爵の濫」への論難であった。すなわち、

「詔勅を請ふて己の重責を蔽ひ特旨を假りて恩を私門に賣る是れ小人の慣用手段なり今日の事此に類するなからん乎、而して彼の小人は往々天恩を叨(ミダリ)にして權門に報ゆ異日の禍測る可らず／故に今日の急は、速に伊藤以下の新華族をして辭爵せしめ、以て、授爵の濫を救ひ、以て垂範の中心を示すべし／而して常時輔弼の任に在る内大臣、及び授爵の任に在る宮内大臣の職を免じて、以て其不職の責を正し、以て權門に媚びる者をして屏息せしめざる可らず(50)」。

この明治二九年六月二五日発行の『二十六世紀』第二一号に対しては不敬罪ではなく、官吏侮辱罪で告訴された。同号の奥付で「編輯者　野村治一良」と記されている、名義上の編集責任者野村治一良は後にこう回顧している。すなわち、

「私は明治二十九年（一八九六）六月から『二十六世紀』の編集署名人になったが、『新華族と宮内大臣以下(ママ)の責任』という論文のために、雑誌は発行停止になると共に、私は官吏侮辱罪で告訴され、一審では無罪だったが、検事控訴のため二審で有罪となり、更に大審院へ上告したが棄却され、体刑と罰金刑が確定した。裁判では私は、『授爵の濫用は弊害があるから、当局者を警醒しようとしてあの論文を書いたものである。詳しくは弁護人から申し述べる』と答弁し、鳩山和夫とか、花井卓蔵とか元田肇などという一流の弁護士が弁論に当った。／その年の暮十二月の二十三四日だったと思うが、大阪控訴院から『重禁錮一月十五日の刑が確定したから出頭せよ』という通知があったので、早速出頭すると、巡査と二人乗りの人力車に合乗りになって、堀川監獄に送られ、独房に入れられた。その時捕縄はかけられなかったように思う。(51)」

さらに野村の回顧録を引用しておこう。高橋のことが触れられている。すなわち、

「正月は獄中で過ごしたが、間もなく英照皇太后の崩御のため、恩赦があって釈放されたから、服役は刑期に満たなかった。出獄の時には『大阪朝日』から、西村天囚、川那辺楽庵、吉村膽南、久松定憲、原田晋などの幹部が大勢迎えに来てくれた。その頃高橋先生は内閣書記官長で、東京に居られたが、その後間もなく鈴木英雄君（註、のち特許局長、代議士、箱根環翠楼主）を伴れて、大阪へ来られた時にお会いしたが、『御苦労だったね』と慰められた。出獄すると直ぐに『大阪朝日』へ出社して経済を担当し、その年十一月原田晋さんが亡くなったあとの編集署名人になったが、それは『君は馴れているから…』というわけだった。この署名人は一年続いたが、その間には度々警察に呼び出された[52]」。

なお、記されている通り、この時の訴訟では第一審は無罪であったが、控訴審で有罪となった。その控訴審判決については、『東京朝日新聞』第三五八〇号（明治二九年一〇月二七日付）二面に「大臣侮辱事件の判決」との見出しで、判決書が掲載された記事が見える。すなわち、

「判決書／滋賀縣野洲郡祇王村大字永原百十八番屋敷平民現今大阪府西區土佐堀裏町五十九番屋敷川那邊貞太郎方寄留無職／被告人　野村治一良／明治八年生／右被告人に對する官吏侮辱罪事件に付大阪地方裁判所に於て明治二十九年七月十七日言渡たる判決に對し同裁判所檢事局檢事正一瀬勇三郎より控訴を為したり依て審理判決する左の如し／主文／原判決を取消し被告野村治一良を重禁錮一月十五日に處し罰金十圓を付加す／押収の二十六世紀第二十一號は差出人に還付す／理由（中略）當時の内大臣德大寺實則宮内大臣土方久元の職務に對し刊行の文書を以て侮辱したるものとす右は刑法第百四十一條第二項に該るを以て同第一項に照し處斷し押収品は刑事訴訟法第二百二條に依り處分すべきものとす／故に原裁判所に於て被告の所為は罪とならずとし無罪を言渡たるは失當にして原檢事の控訴は其理由ありと認め刑事訴訟法第二百六十一條に依り前記主文の如く判決す／檢事山下雄太郎本件に干與す／明治二十九年十月二十三日於大阪控訴院刑事第三部／裁判長判事近藤巨摩（後略）」

そしてこの控訴審に対する、被告側の上告審判決については、『日本』第二五九八号（明治二九年一二月七日付）の雑報欄に「『二十六世紀』宮相侮辱事件判決　『二十六世紀』記者野村治一良氏が宮内大臣侮辱上告事件に對する大審院に於ける判決書は左の如し」として紙面が割かれている。大審院における判決では「宮内省官制に宮内大臣は帝室に關する一切の事務を總判し所部各官を統督し兼て華族を監督すとあり而して其統督の下に爵位及び華族に關する事務を處理する爵位局の設けあるに徴すれば同大臣は本件論文記載の事項即ち授爵に關する職務を有すること明かなれば」[53]、授爵行為において同大臣が不法を問われることはないとの法不法の判断が示されていた。

この『二十六世紀』側の上告を棄却する大審院判決書は明治二九年一一月二七日[54]に示されたが、『二十六世紀』第二一号が明治二九年六月に発行されて以来、この大審院判決が一一月に下るまでの半年間にまず内閣は九月に第二次松方内閣に交代して、内大臣、宮内大臣に交代はなかったが、内務大臣は板垣退助から樺山資紀に、司法大臣は芳川顕正から清浦奎吾に代わり、『二十六世紀』側で言えば高橋健三が内閣書記官長に抜擢され、一〇月に発行された第二二号は、発行二〇日後の一一月一四日に警察から「治安ヲ妨害スルモノト認メラレ」、発行禁止の処分を受けるという出来事が慌ただしく起こっていた。問題とされたのは、先述の通り、第二二号掲載の「宮内大臣」との記事だった。

発行禁止となった『二十六世紀』第二二号は手元に複写物もなく、ただ問題となった同号掲載の「宮内大臣」との記事を再録した明治二九年一一月九日付『日本』第二五七七号[55]にて目にするだけであって、第二一号の件で当時係争中の「編輯者　野村治一良」は第二二号では「編輯者」を降りていたかも知れないが、この点は確認出来ない。いずれにせよ二十六世紀発行所は、第二一号の件での裁判を抱えるなかで、高橋健三が抜け、古島一雄の証言で「福本日南とぼくと川那辺貞太郎」が中心となって次の第二二号を発行し、そしてそれが発行禁止の処分を受け、『二十六世紀』はこの第二二号が最終号となった。

四、終わりに

明治二九年一一月九日付『日本』（第二五七七号）に『二十六世紀』第二二号から転載された「宮内大臣」との記事は、『二十六世紀』第二一号に掲載された「新華族と宮内大臣以下當該官の責任」と比べて、同じ土方久元宮内大臣を問題にしながら、どこが違う記事だったのだろうか。どこが違うというより、第一号から第二一号までの『二十六世紀』に馴染んで来た目には、それらの記事と『日本』に転載された「宮内大臣」とは文体を異にする記事であることは見間違いようがない。前者には名指しでの論難の際も、「而して沐猴の冠」のように、人間としてのありようを問う精神性が、また「他に禁じて自ら犯」し、「責を移して己れを輕く」するといった知的不誠実さを問う姿勢が見られたが、後者はひたすら「人々の知らざる無き事實」の指摘で迫るものだった。「宮内大臣」では次のような論及が行なわれていた。すなわち、

「土方伯は宮内省に坐して常に伊藤侯其人の一黨と相呼應して而して事を執來らざる歟、伊藤侯其人の顔色を伺ひ指縱を受けて而して事を執來らざる歟、今ま公けの秘密として民間に傳へ、人々の知らざる無き事實の二三を列擧せんか。／伊藤侯のみは冠を桂けて大臣たり顧問たる現職を身にせざる日に於ても、拜謁を請ひ上奏を為さんとするあれば、宮内省は何時にても勅許を奉傳するを怠たらず、其他の臣僚に至りては大臣公事を上奏するの外は、如何なる貴爵重臣と雖ども、容易に執奏を肯ぜず、假令拜謁を執奏するあるも、天機を伺ひ奉る外は、一語も政事上の意見を奏聞するを得ざらしむ、元の攝籙（セツロク）にして今の公爵たる近衛二條等の諸公と雖も、麝香金鶏の間の祇候と雖ども、亦皆然らざるは無し、是を以て意見を内奏して、聖鑑を資け奉らんと欲する諸臣も、事の行はれざるを知りて亦之を請ひ奉らず、今は殆ど其跡を絶つに至れりと、而して　皇上は始めより毫も之れを知ろし召し玉はざるなり。（中略）土方伯宮内に大臣たりしより幾ど十年、其間だ長からずとせず、然れども未だ一たびも、列聖山稜の保守を巡察したるを聞かず、是を以て　山稜の土石動もすれば崩壞し、廟社の宮牆間々傾頽し、牛馬陵下に秣ひ、狐兎牆垣に驕るの實あり、是れ　天子の大孝を發揚し、皇室の懿德（イトク）を光輝する所以と為す歟、今ま其事實を列擧す可し。（後略）」[56]

『日本』ではこの明治二九年一一月九日の「宮内大臣」に続き、三日後の一一月一二日に『二十六世紀』からの転載ではない「讀「宮内大臣」[57]」との記事が、その翌一一月一三日に「再たび宮内大臣に就きて」[58]が、そしてその翌一一月一四日（第二五八二号）には「宮内大臣と新聞紙」[59]との記事が載ると共に次の「報告」が印刷された。すなわち、「發行停止／本月九日發行の『日本』は治安妨害と認められ自今發行停止の嚴達を被りたり／右報告仕候也／明治二九年十一月十四日／神田雉子町三十二番地／日本新聞社」[60]。そして一週間の発行停止後の一一月二二日に発行が再開された『日本』（第二五八三号）はその巻頭に次の「社告」を載せた。すなわち、

「社告／本月十四日『日本』は突然左の達を領せり／日本發行人／佐々木儀太郎／本月九日發行ノ日本第二千五百七十七號ハ治安ヲ妨害スルモノト認メ自今發行停止ノ旨内務大臣ヨリ達アリタルニ付此旨相達ス／但同號未配布ノ分ハ發賣頒布ヲ禁ゼラレタルニ付其旨各發賣所並ニ發賣人ヘモ通達スベシ／明治二十九年十一月十四日　警視總監山田為暄／九日發行の新聞が十四日に至て治安妨害と認めらるゝに至りたるは『日本』の讀者と共に忘るゝ能はざる事實なり爾来命を奉ずる一週日にして解停の命下る、『日本』は倍々奮勵して所信を貫くあるのみ屢々讀者の愛願に負く罪大なりと雖も『日本』の心事を諒するあらば讀者幸に恕せんか」[61]。

同号は、ほとんど全ページがこの「發行停止」に係わる記事で埋め尽くされた。なかには三宅雪嶺の署名記事「土方事件」も掲載され、雪嶺は「近頃騒々しきは土方事件なりとかや、土方事件とはドカタ事件に非ずして、土方伯爵に係る事件なることは言ふ迄もなひ」[62]と皮肉り、そして土方「伯爵の為に忠義呼はりする伊東（巳代治）男爵は他の事に於ては兎も角、士道といふに於て些の資格を具備せざるに於てをや（中略）自ら忠義呼はりして其れにて世の中に感服する者ありと思ふ所案外に人が善過ぎる様なり（中略）男爵などが何程他を指して不敬と呼び不忠と叫ぶも、半寸にても骨のある者は兎の毛の先ほども困まらざるなり却て彼に不敬と呼ばれ不忠と叫ばるゝ丈其れ丈眞の忠臣に近しとして興がることもあるなり」[63]と、『二十六世紀』側、『日本』側を弁護していた。

伊東巳代治は前内閣たる第二次伊藤内閣の書記官長であり、伊藤博文を批判する『二十六世紀』に対しては自分自身への批判と受け取り、また同じく土方久元への批判にも反発心が強かったわけである。『自恃言行録』に収録された陸宛の高橋書簡のなかの一通で、

日清戦争終結のための外交交渉当時、陸のもとに「馬關より送り來れるもの發信の日は實に李鴻章が狙撃に遭ひたる前日」[64]とのことなので、取材のために滞在中の下関で明治二八年三月二四日以前に書かれたことになる書簡をその中途から引用しておきたい。すなわち、

「國民及朝野硬主義者の思わく如何此所伊の大にまごつく所ならん條件明示の事は我に不利益なるは今に始めぬことなから既に談判開始の今日其進行上明示せぬ譯には行かす果してソレを彼承諾せは可なるも若し不承諾ならは随分共不利益の結果となるべし近日伊の擧動可厭に邊幅を矯飾しわざとありもせぬ餘地を示さんとするは全く窃に外に恃む所あるに由るなるべし（中略）李が窃に列國の關渉を特（ママ）みて硬を装ふと伊が今更大本營を後楯に恃みて硬を装ふとは好一對の奇觀にしてポンチの豪傑見る様に候兎に角丁度よき相撲なりいづれ團扇は後楯の強き方に上がりあまり本人共には觀係あらざるべし小生本日にて在馬六日目に相成もはやあき〳〵致候模様によりては一両日中に大阪へ引上度存居候（後略）[65]」。

確かに「李鴻章が狙撃に遭ひたる前」に執筆されたことがわかる陸宛の高橋書簡に対して、陸は「自恃庵の書柬」のなかで次のような言葉を書き添えていた。すなわち、

「李大使の遭難は戦争終局に於ける一頓挫なりき自恃君此の時馬關に在り後君の直話によれば當時伊藤全權等の狼狽を見るに忍ひす今は前日來の公憤をも忘れて全權の旅館に到り謁を乞ひたるに伊藤伯は方さに憂浥に沈み自恃君の來るを見るや眼を怒らして之を睨み黙然として一語をも發せさりと蓋し兇徒の或は自恃君等の間接なる教唆に出てたらんと疑ひしものならんか自恃君徐に今回の兇變實に國家の不幸なる旨を述へ且つ議會方に開會中なり之が善後策の一としては議會をして李氏慰問の事を議決せしむるに在る旨を説きたるに伊藤伯始めて稍々釋然たる色あり并は如何にせば宜しきやと言はれたり君乃ち事の甚た容易なる旨を告げ伯の同意を得て退き東京に長文の電報を發して貴衆両院の議員に慰問案を提出せしめよと傳ふ長文の電報は實に余が許に到れり此の時恰も議員間にても已其の内議ありし際なれは余が君の電報を二三の議員に傳送するや議忽ち纏まりたり（後略）[66]」

この陸が伝える明治二八年三月二四日の「李大使の遭難」直後の、下関の宿舎での伊藤と高橋の緊張を孕んだ対峙から両者の意思疎通に至る流れを知らされる時、高橋の伊藤への反発は単純に形容出来るものではないことに気付かされる。単純に形容出来ない理由とは、同じ一つの日本の政治を、軟派が軟派を助けるのではなく、硬派と軟派という対立する主張の者たちが手を結んで協働作業で担っているからである。この協働作業への意思は、「政府の獨り此の事に任するに足らず偏に國民の力に待つあるときは、則吾人豈退きて筆硯を洗ひ、國民と與に國家の急務を講せざる可けんや」と明治二七年二月の段階で『二十六世紀』第一号が公言していたものと同一のものだったと言えよう。

『十六世紀』第二二号の記事「宮内大臣」との記事にはこうした高橋健三に見られる複雑さを感じるところはないが、しかし高橋にとって『二十六世紀』による言論活動は、高橋がその筆者であったか否かに係わりなく、最初から最後まで重要な意味を持っていたことは否定されてはならないだろう。先に述べたように、第二次松方内閣の「政綱」に従った統治機構整備にとって『二十六世紀』事件はマイナス要因となったが、しかし同「政綱」のなかの「言論出版集會等憲法上人民の享受すべき權利自由は政府厚く之を尊重し其保障を固からしめんと計るべし」[67]に関しては、帝国議会において「發行停止全廃の案を可決」[68]との結果を生み、『二十六世紀』事件はプラス要因となっていたと言わねばならないだろう。内閣官報局発行『官報』第四一一四号（明治三〇年三月二四日付）にはこうある。すなわち、

「朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル新聞紙條例中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム／御名御璽／明治三十年三月十九日／内閣總理大臣　伯爵松方正義／拓殖務大臣　子爵高島鞆之助／内務大臣　伯爵樺山資紀／法律第九號／新聞紙條例中左ノ通改正ス／第十九條　削除／第二十條　削除／第二十二條（後略）[69]」

明治二〇年一二月二八日に発せられた「勅令第七十五號」「新聞紙條例」の「第十九條　治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル新聞紙ハ内務大臣ニ於テ其發行ヲ禁止シ若クハ停止スルコトヲ得」、「第二十條　新聞紙ノ發行ヲ禁止シ若クハ停止シタルトキハ内

務大臣ハ其新聞紙ノ發賣頒布ヲ禁シ其新聞紙ヲ差押フルコトヲ得」の二ヶ条を削除し、その他の改正が施された明治三〇年三月一九日「法律第九號」「新聞紙條例」の公布に至るまでには、勿論『二十六世紀』第二二号の「宮内大臣」を転載して明治二九年一一月一四日に発行停止処分を受けていた新聞『日本』の陸羯南の努力が大だったのであり、「有力新聞が連合しまして新聞紙条例改正の大運動を行いましたけれど、陸羯南はその運動の中心になりまして非常に根気よく戦いました。その結果、ついに一八九七年、明治三〇年には発行停止処分を全廃させるまで持ち込むことができたわけであります」[70]との側面が今日確認されている。

ただし、従来の「新聞紙條例」はその第一九条で「治安ヲ妨害」する新聞紙に対しては発行禁止、停止の処分を内務大臣の判断で可能にしていたのに対し、改正された「新聞紙條例」ではその第三三条で「社會ノ秩序」[71]を乱す新聞紙に対して、内務大臣はこれまでと同様の発行禁止、停止処分は許されないが、統治機構側としては裁判所の判断を得て取締まりを行なうことが出来ると変更されていたのである。明治三〇年の第一〇回帝国議会「衆議院新聞紙條例中改正法律案審査特別委員會」では政府委員神鞭知常がこの「社會ノ秩序」という新しい基準とは、「彼ノぱぶりッくをるだる或ハそしやるをるだるト云フ英吉利語ニ換ヘテ解釈スレバ解リ易イ方ノ言葉ガアリマスガ」[72]と出席委員たちに説明を行なっていた。改正後の第三三条の「社會ノ秩序」に、あるいはまた同じく神鞭の説明を借りれば、「『皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ』ト云フ九字ガ新ラシウ加ハツタ」[73]第三二条に抵触する場合には、改正後でも裁判所は「新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得」（第二三条）だったのである。前者の「社會ノ秩序」にはこれからの社会問題の発生が視野に入っていたように思われるが、後者の「皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ」にはこれまでの『二十六世紀』事件が影を落としていたと言うべきだろうか。[74]

明治三〇年二月一五日開催の第一〇回帝国議会「衆議院新聞紙條例中改正法律案審査特別委員會」の席上で「政府デハ人權ヲ重ンズルト云フコトハ、松方内閣ノ組織ノ始ニ當ツテ宣言シテ居ルコトデアル」[75]と訝る声が委員（沼田宇源太）から挙がり、これに対する政府委員神鞭知常の答弁のなかに「此間ニ色々不時ノ不幸ナ出來事ガ起ツタリ致シタタメニ、其攻究モ延引シテ居リマスカラ、マダ政府カラハソレ〳〵案ヲ具ヘテ議會ニ提出スル運ビニ至ツテ居リマセヌ」[76]とあった。同委員会中で『二十六世紀』事件のことが示唆された唯一の場面であったように思われる。なお、ここでの「色々不時ノ不幸ナ出來事」のなかに、もう一つの官吏侮辱罪の裁判があった。明治二九年一二月三日付『東京朝日新聞』（第三六一〇号）は「内閣侮辱事件公判」との記事を掲載している。すなわち、「松方内閣は

上は　天皇の神聖を汚瀆し下は商估と結託し（下略）」と報ずる東京新聞の記事に対して、官吏侮辱罪で起訴がなされ、東京地方裁判所での公判で弁護側が当該の記事とは「二十六世紀及日本」の記事に関するものなので、「高橋翰長を召喚し二十六世紀と同人の關係（下略）を確めたしと請求し」たのに対して、検事がこの証人請求の却下を求め、裁判長は「其必要なしと認め請求は之を却下すと宣告し」ていた。当時、高橋健三は原告でもあり、被告でもあるという苦しい立場だったことがわかる。

注

（1）『自恃言行録』発行兼編輯川那辺貞太郎、明治三二年八月、二五ページ。

（2）同右。

（3）『官報』第一七二〇号（明治二二年三月二八日付）「叙任及辞令」欄。

（4）『自恃言行録』四〇ページ。

（5）同右、五〇ページ。なお、明治二六年一月三日付『大阪朝日新聞』（第四一七四号）にはこうある。すなわち、「高橋健三氏大阪に漫遊して痾を養ふ吾社特に請ふ所あり高橋氏之を諾し今より客員として病間生平の所思を摭べて時々寄稿せらるべきの約あり氏が博覧達識は世の推す所其意見の如何に流俗と選を異にするかは請ふ是より我紙上に見はるゝ所を讀んで之を知られよ」。そして同年一〇月一七日には同紙（第四四一四号）に「内地雑居論――主權と國交」との寄稿があり、条約改正によって進む内地雑居のなかでの「主權と國交」問題への関心を喚起していた。

（6）『官報』第四二八二号（明治三〇年一〇月九日付）「叙任及辞令」欄。

（7）「彙報」「官廳事項」欄。

（8）『古島一雄清談』二三七ページ。また川那辺貞太郎も同趣旨の回想を残している。すなわち、「御陵の荒廢を奮慨せられて明治二十八年十月東京より云ひ付けられし（高橋健三の）書面は所謂『二十六世紀』事件の根原とも云ふべし（中略）但し彼の『二十六世紀』の議論を以て先生の關與すと傳へしは黨人為めにするの邪説たりしこと當時已に明了せり」。（「逸事の四十二」、『自恃言行録』二四七～二四九ページ。）

（9）野村治一良著『米壽閑話』昭和三八年、非売品、一四五ページ。なお、同書は若き日『二十六世紀』にて高橋健三と関係し、のちに海運業に携わった野村治一良による回顧録「米寿閑話」全一八章（一～一二二ページ）と、朝日新聞社東京本社社史編修室の清水三郎による「言論の自由と『二十六世紀』事件」全八章（一二三～二三二ページ）の二部構成の書物であるが、前半の野村による部分にも清水による解説が挿入されており、前半と後半を区別する意味は余り大きいとは言えない。またページ数も全巻通しで振られており、引用の際には野村の筆になる部分か清水のそれかは明

記しなかった。

(10) 久木東海男著『新聞先覺評論』立命館出版部、昭和七年、一九一～一九八ページ。

(11) 『内藤湖南全集』第二巻、筑摩書房、昭和四六年、六五九～六九三ページに『自恃言行録』一ページ～七九ページの「高橋健三君傳」が収録されている。なお『自恃言行録』での「高橋健三傳」に付されているページ数は、「逸事の一」から始まる回想部分のそれとは独立したものになっている。

(12) 松田宏一郎著『陸羯南』ミネルヴァ書房、二〇〇八年、三五ページ他参照。

(13) 明治三一年七月二三日付『東京朝日新聞』（第四三三三号）に高橋の訃報を伝える記事が掲載されているので、一部を抜粋する。すなわち「二十九年秋松方内閣の成るに及で伯の聘する所となり内閣翰長を拝し政務に鞅掌する一年遂に議合はずして復退き爾後宿痾を相州清閑の地に養ひ悠々居諸を送りしが憾むべし刀圭及ばず藥石効なく沈々昏々日に革まりて竟に逝けり人と為り志氣精鋭才識豊富一たび義に臨ば勇往直行先後を顧みず又常に異才を識抜するに力を致せり往年歐化主義の熾なるに方りてや深く邦家の前途を憂ひて卑屈心を打破するに力め東京電報の創立より日本新聞の改設に際し杉浦重剛福富孝季古庄嘉門の諸氏等と大に經營盡瘁せり其關係するもの出版月評、東洋學藝雑誌、日本人、二十六世紀等より國華に及ぶ云々」。

(14) 「逸事の三十六」、『自恃言行録』一五八ページ～一九〇ページ。

(15) 「自恃庵の書柬」、『自恃言行録』一ページ～四五ページ。なお、この陸の寄稿分は『自恃言行録』の巻末に「追加」として収録されているものであり、そこに振られているページ数は、独立して再び一ページから振られているので注意されたい。

(16) 神鞭は「松隈内閣の時にあの人（高橋健三）が出ると云ふことに就ては陸が其以前松方伯に説いたことがある説いたのではない話をしたことがある、あなたはどんな人を當にして今度の政治をするつもりか、どうしても今度出なければならぬが出たらどんな人でやるか誰があなたの力になつて此時世の大勢に應じ必要に應じて行けるだけの能力ある相手であるかと云ふことを問ふたこともある」（「逸事の三十六」、『自恃言行録』一六三ページ）と書いている。

(17) 神鞭は「あの時僕が出ると云ふことに就ては高橋犬養あたりが寧ろ松方に教へた位のことである」と書いている。（「逸事の三十六」、『自恃言行録』一六五ページ。）

(18) 「逸事の三十六」、『自恃言行録』一六八ページ。

(19) 同右、一七〇ページ。

(20) 同右。

(21) 同右。

(22) 尾佐竹猛著『明治大正政治史講話』一元社、昭和一八年、一〇六ページ。明治三〇年八月二七日付『東京朝日新聞』（第四〇一三号）は昨二六日に武富時敏が「大蔵省參事官（高等官二等）」に、尾崎行雄が「外務省參事官（同）」に任命されたと「勅任參事官と二局長の新任」の見出しで報じ、そして同年一一月三日付『東京朝日新聞』（第四七一九号）は「新官人の聯袂辭職」の見出しで「政府對進歩黨の關係一變せしより進歩黨に推されて就官せし人々は袂を聯ねて辭職せんとし武富大蔵勅參は一昨日既に表を呈し（中略）外務の尾崎高田氏等は未だ之を呈出せず」と報じている。

(23) 「逸事の三十六」、『自恃言行録』一七〇ページ。

(24) 「自恃庵の書柬」、『自恃言行録』三八ページ～三九ページ。

(25) 「逸事の三十六」、『自恃言行録』一七〇ページ～一七一ページ。

(26) 同右、一七三ページ。

(27) 同右、一七一ページ。

(28) 同右。なお、松田宏一郎、前掲書は「政綱的施政方針」が「高橋が羯南と相談したものを内藤湖南が文章に起こしたものといわれる」（二一七～二一八ページ）と紹介している。

(29) 「逸事の三十六」、『自恃言行録』、一七二ページ。

(30) 渡邊修二郎著『評傳松方正義土方久元』同文舘、明治二九年一二月、一三六ページ。

(31) 同右。

(32) 同右、一三七ページ。

(33) 「逸事の三十六」、『自恃言行録』一七六ページ～一七七ページ。

(34) 佐々木隆「『二十六世紀』事件と藩閥」、日本新聞学会『新聞学評論』三六号、一九八七年、二五ページ。

(35) 野村治一良著『米壽閑話』二二六ページ。

(36) 拙稿「近代日本における統治機構整備と議会制度――明治五年から二四年までの清浦奎吾の経歴を通して」、『慶應義塾大学日吉紀要社会科学』第二三号（二〇一二年度）、一～一七ページ参照。なお、明治二九年一一月一七日付で次のような書簡を黒田清隆枢密院議長は「松方総理大臣宛／外ニ寫ヲ各大臣」に送っていた。すなわち、「二十六世紀及ヒ日本新聞ハ既ニ禁停止之御處分相成候義ニ付希くは是を限リニ御止メ相成起訴等ハ勿論断然他ニ波及セザル様深ク御注意相成候義実ニ御得策ナラント呉れ〳〵も希望罷在候尤モ爾後静粛御矯正監督十分ニ行届クヘキ方法御取リ云々」（『黒田清隆関係文書』鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵、北泉社、一九九三年、R1・25・9）、と。これを受けてその黒田宛に蜂須賀茂韶、清浦奎吾、野村靖、榎本武揚の四名は連名で「二十六世紀及日本新聞ニ對シ禁停止處分相成候ニ付是限リニ止メ起訴ハ勿論断然他ニ波及セサル様終結セシメタシトノ懇篤ナル貴書之趣」を「敬承」したものたる「不起訴之理由書」（『黒田清隆関係文書』国会図書館憲政資料室所蔵、冊子複製

版九冊収録）を同じ明治二九年一一月一七日付で起草送付していた。その理由書のなかで、清浦奎吾は司法大臣として起訴便宜主義に立って不起訴とする旨を申し述べていた。起訴することは不可能ではないが、起訴しないことの方が統治の上で得策であるとの判断であった。この松方第二次内閣の司法大臣の処置は、同内閣の書記官長のそれとは統治機構を担う者同士としては決して対立していないと思われる。

(37)『二十六世紀』第一号、一ページ。

(38) 同右、六ページ。

(39) 同右、四ページ。

(40) 同右、三ページ。

(41) 同右、第二号、九～一〇ページ。

(42) 同右、第三号、三一～三二ページ。

(43) 同右、第五号、一ページ。

(44) 同右、第一三号、二ページ。

(45) 同右、第二〇号、一ページ。

(46) 同右、二五ページ。

(47) 明治一三年七月太政官布告第三六号（刑法）は「皇室ニ對スル罪」のなかで、第一一七条から第一一九条まで不敬罪を規定していた。第一一七条は「天皇三后皇太子ニ對シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」。

(48) 遠山茂樹・安達淑子著『近代日本政治史必携』岩波書店、一九六一年、三三ページ。

(49)『二十六世紀』第二一号、九～一〇ページ。

(50) 同右、一二ページ。

(51) 野村治一良著『米壽閑話』、四八～四九ページ。「官吏侮辱罪」は明治一三年七月太政官布告第三六号（刑法）第一四一条に「官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス／其目前ニ非スト雖トモ刊行ノ文書圖書又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ」と規定されていた。

(52) 同右、四九～五〇ページ。

(53)『日本』第二五九八号、明治二九年一二月七日付。北根豊監修『日本』第二四巻、ゆまに書房、一九八九年、六〇八ページ。

(54) 同右。

(55) 北根豊監修『日本』第二四巻、四六〇および四六三ページ。

(56) 同右、四六〇ページおよび四六三ページ。
(57) 同右、四八二ページ。
(58) 同右、四八八ページ。
(59) 同右、四九三ページ。
(60) 同右、四九九ページ。
(61) 同右、五〇一ページ。
(62) 同右、五〇七ページ。
(63) 同右。
(64) 「自恃庵の書柬」、『自恃言行録』二四ページ。
(65) 同右、二八ページ。
(66) 同右、二九ページ。
(67) 渡邊修二郎著『評傳松方正義土方久元』一三七ページ。
(68) 徳富猪一郎編述『公爵松方正義傳 坤巻』昭和一〇年、六五二ページ。この『公爵松方正義傳 坤巻』では「公と新聞條例改正法案」との見出しの下、次のように記されている。すなわち、「第十議会に於て、公の内閣の成績として記せねばならぬもの三。即ち豫算案の通過が其一。貨幣改正法案が其二。新聞條例改正法案が其三である。／公は内閣組織の初めに於て、言論出版、集會等の權利自由を尊重保障することを聲明したるに拘らず、『二十六世紀事件』なるものを惹き起し、政府は終に其の關係したる『日本』及び『二十六世紀』の發行停止を行ふた為め、忽ち衆議の非難する所と為り、聲望の一半を損するに至つた。而して公の内閣は、輿論に鑑みる所あり、新聞條例改正法案を議会に提出した云々」（六五〇～六五一ページ）。なお、この『公爵松方正義傳 坤巻』では松方首相「政綱」演説の日付が明治二九年「十二月十二日」（六四三ページ）とされているが、渡邊修二郎著『評傳松方正義土方久元』にある明治二九年「十月十二日」（一三六ページ）との日付が正しいように思われる。明治二九年一〇月一三日付『東京朝日新聞』（第三五六九号）に「施政の方針」との記事があるのに対して、同年一二月にこうした訓示演説があったとの記事が見当たらないからである。ただし、藤村通監修『松方正義関係文書』第四巻（大東文化大学東洋研究所、昭和五七年）には「地方官ニ對スル施政方針訓示ノ大要」（明治二十九年十二月十二日）（一二八ページ）とあるが、これは徳富猪一郎編述、前掲書に基づいた記述と思われる。なお、『地方官會議ニ於ケル内閣總理大臣訓示演説集』（活版、昭和一一年）は明治三六年一月以降を収録しているので、この明治二九年の松方首相によるものは確認出来ない。
(69) 「法律」欄。

(70) 松澤弘陽「印刷教材・放送教材の対照」、『研究報告』第三二号、放送教育開発センター、平成三年二月一五日、一二五ページ。
(71) 『官報』第四一一四号（明治三〇年三月二四日付）「法律」欄。
(72) 『第十回帝國議會衆議院新聞紙條例中改正法律案審査特別委員會速記録』明治三〇年二月一日（第二号）一五ページ。
(73) 同右。
(74) 前注（36）に引用した明治二九年一一月一七日付の「松方総理大臣宛／外ニ寫ヲ各大臣」に送られた黒田清隆枢密院議長書簡を参照。このなかで黒田は「矯正監督十分ニ行届クヘキ方法」を求めていた。
(75) 『第十回帝國議會衆議院新聞紙條例中改正法律案審査特別委員會速記録』明治三〇年二月一五日（第三号）一九ページ。
(76) 同右。